

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件二件 四〇四
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四〇四
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 四〇五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四〇六
- 計量器の定期検査を実施する件 四〇六
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 四〇六
- 公告 一般競争入札を行う件 四〇七

## 告 示

### 福島県告示第六百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
にほんまつアイ薬局		二本松市正法寺町一九九一	令和三年八月一日

南相馬ホームクリニック	南相馬市原町区栄町二二三二	令和二年二月一日
今村医院	南相馬市小高区仲町一一七一	令和三年七月一日

（社会福祉課）

### 福島県告示第六百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション ラフター・ブー	伊達市霊山町山戸田字窪下一二	株式会社末広	伊達市霊山町山戸田字窪下一二	令和三年八月一日
うつくしま訪問看護ステーションかがみいし「訪問看護ステーションほのぼの」	岩瀬郡鏡石町本町一九三	一般社団法人健康情報総合評価機構	岩瀬郡鏡石町不時沼二一七一	令和三年七月一日

（社会福祉課）

### 福島県告示第六百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

を廃止した旨届出があった。  
令和三年十月一日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
本木薬局	会津若松市上町六一三三	令和三年八月三十一日
ファーコス薬局 かすみ	二本松市成田町一八二七一―一	令和三年九月一日
にほんまつアイ薬局	二本松市正法寺町一九九―一	令和三年七月三十一日
今村医院	南相馬市小高区仲町一―七一	令和三年六月三〇日
南相馬ホームクリニック	南相馬市原町区栄町二―三三二	令和二年七月三十一日
さくら薬局	双葉郡大熊町大字下野上字大野五〇	令和三年八月二十五日

(社会福祉課)

福島県告示第六百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年十月一日から令和四年二月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年十月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)クスリのアオキ白河西郷店 福島県西白河郡西郷村大字米字西原七番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社クスリのアオキ  
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲  
住所 石川県白山市松本町二五二二番地
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社クスリのアオキ  
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲  
住所 石川県白山市松本町二五二二番地
  - 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和四年五月十日
  - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千八百八十八平方メートル
  - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - 1 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 七十三台
    - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 五十二台
    - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 面積 百七十七平方メートル
    - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 九・四一立方メートル
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) 開店時刻 午前九時  
(二) 閉店時刻 午前〇時
    - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午前〇時三十分まで
    - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(一) 数 三箇所  
(二) 位置 別紙図面のとおり
    - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
  - 七 届出年月日  
令和三年九月九日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第六百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十月一日から同年十一月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）福島入江町商業施設計画 福島県福島市入江町四二番ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百六十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年十月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
西白河郡矢吹町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	十一月四日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	矢吹町複合施設 KOKOTTO
同 郡泉崎		十一月五日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	泉崎村役場村民ホール
同 郡中島		午後一時三〇分から	中島村生涯学習センター輝ら里

（商業まちづくり課）

右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午後二時三〇分まで 十一月八日から十二月六日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所
---------	------------------------	--	----------

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
西白河郡矢吹町、同郡泉崎村及び同郡中島村	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月八日から十二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年十月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
堀井浅太 渡部富雄 渡部幸男 渡部明 渡部直
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千三百七十三号）によること。

（森林保全課）

## 福島県告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年十月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

柴田寛二 佐々倉俊太郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千三百七十二号）によること。

（森林保全課）

## 公 告

## 公告第188号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年10月1日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ロボット学習システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
- (4) 納入場所 福島県立福島工業高等学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年10月29日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年10月29日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年10月1日(金)から同月29日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年10月11日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年10月11日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年11月15日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日(金)午後5時までに必着のこと。)

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Robot programmable logic controller System 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 15 November 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 12 November 2021

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)